

『外国人雇用状況届出』の提出をお忘れではありませんか?

1 届出は、『雇用保険被保険者』だけではありません!

- 外国人雇用状況の届出は、**雇用保険の被保険者とならない短期のアルバイト等の場合でも提出が必要**となりますのでご注意ください。
※「留学」「家族滞在」等の在留資格で「資格外活動許可」を受けてアルバイトしている方についても届出が必要です。
- 届出を怠ると、**30万円以下の罰金**が科せられます。
※「雇用対策法」により届出を怠った場合や、虚偽の届出をした場合は罰金が科せられます。

2 『退職した場合』も手続きが必要ですのでお忘れなく!

- 雇入れだけでなく、**「退職した場合」**の手続きも必ず届け出る必要があります。
アルバイト等で雇入れの届出をした後、その方が**「退職した場合」**に届出をお忘れの事例が多数見受けられますのでご注意ください。

3 届出はハローワークの窓口又は電子申請でお届けください!

- 雇用保険被保険者の届出(取得・喪失)をする外国人については、**『雇用保険被保険者取得届・喪失届』**の用紙に記載することにより同時に届出することができます。
※取得届の「18.備考欄」、又は喪失届の「14.備考欄」に記載して届出することができます。
- 雇用保険被保険者の届出が必要ない場合は、**『外国人雇用状況届出書(様式第3号)』**又は**『電子申請』**により届出が可能です。
※届出について、詳しくはハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

お問い合わせ・ご相談は最寄りのハローワークへ



外国人労働者の雇入れ及び離職の際に その氏名、在留資格等について ハローワークへの届出が必要です

届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、在留資格「外交」「公用」以外の者
また、「特別永住者」は届出の対象にはなりません。

ハローワーク窓口への届出のほか、
ハローワークインターネットサービスからの
電子申請もご利用ください。
<https://gaikokujin.hellowork.go.jp/report/700010.do?action=initDisp&screenId=700010>

届出事項及び届出方法

雇用保険の被保険者である外国人の場合

●届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期限
- ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍
- ⑦資格外活動の許可の有無 ※
- ⑧雇入れに係る事業所の名称及び所在地 ※
- ⑨賃金その他の雇用状況に関する事項 ※
- ⑩住所 ※
- ⑪離職に係る事業所の名称及び所在地 ※

※⑦⑧については雇入れ時のみの届出事項

⑨⑩⑪については離職時のみの届出事項

●届出方法

雇用保険被保険者資格取得（喪失）届の備考欄に、②在留資格、③在留期限、⑥国籍、⑦資格外活動許可の有無を記載して届け出ることができます。

●届出先公共職業安定所

雇用保険の適用を受けている事業所を管轄する公共職業安定所。

（取得届又は喪失届を届け出る公共職業安定所と同様）

●届出期限

雇入れの場合は翌月 10 日まで。

離職の場合は翌日から起算して 10 日以内。

（取得届を又は喪失届の提出期限と同様）

雇用保険の被保険者でない外国人の場合

●届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期限
- ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍
- ⑦資格外活動の許可の有無 ※

※⑦については雇入れ時のみの届出事項

●届出方法

届出様式に、①～⑦までの届出事項を記載して届け出てください。届出様式はハローワークの窓口でお配りしているほか、ホームページからダウンロードすることができます。

●届出先公共職業安定所

当該外国人が勤務する事業所施設（店舗、工場等）の住所を管轄するハローワーク。

●届出期限

雇入れ、離職の場合とも翌月末日まで。

※外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかを確認してください。